シリーズ15

21’生き方の創造

高齢者の人権

「認知症を理解し
ここから歩き始める」

篠山市・篠山市教育委員会

共に生きていきたい

超高齢社会を迎え、認知症や高齢者世帯が増えてきています。日常生活の中で、どうすれば高齢者の尊厳が守られ、その豊かな経験や知識が尊重される地域社会づくりができるのでしょうか。

何らかの理由で困ったことがあっても「助けて」と言えない人がいます。「助けたい」と思っていても、声をあげていただかないと分からないことが多いです。しかし自ら声をあげることが難しい人には、周りの人が気づき声をかけることが大切です。

老いへの不安や認知症への心配、ひとり暮らしの心細さなど様々な不安を抱えておられる方々、まだまだ元気に頑張っておられる方々、それぞれに生きてこられた歴史があり、敬うべき人生を送っておられます。

私たちは、そのような方々の知恵や知識を教えていただき、つないでいきながら、共に生きていきたいと願っています。

篠山市では、一人ひとりが感謝のバトンを伝えつなぐことによって、高齢者や認知症の人々が、いつまでも元気に、「ここに住んでいてよかったと思える安心した地域」で暮らし続けることのできるまちづくりをめざしています。

認知症を正しく知り、認知症の方と共に生きるために

認知症は誰にでも起こる可能性のある病気です!

65歳以上の10人に1人、85歳以上の4人に1人が発症しています。認知症は誰にでも起こる可能性がある身近な病気で、65歳以下の働き盛りの年代に発症することもあります。

早期発見・早期治療が大切です

「認知症」は早期に発見して適切な治療をすることで進行を遅らせたり、家族や周囲の人が適切な対応をすることで落ち着いて生活することができるようになります。迷わず、かかりつけ医に相談したり、介護の相談窓口を利用しましょう。

「認知症」はこんな病気

認知症には、脳の神経細胞が壊れていくアルツハイマー型認知症、脳の血管が詰まったり、破れたりして起こる脳血管性認知症、その他いろいろな原因があり、脳の働きが悪くなり**日常生活に支障が出る**病気です。

「認知症」とわかったら・・・

- 家族や周囲の人が、認知症の病気の特性や症状を理解して対応しましょう。
- 家族だけでなく、本人と関わる人たちにも病気の特性を理解してもらい、一緒に暮らすための工夫をお願いしましょう。
- 自分の状況が理解できない本人には、無理に病気を認めさせるより自分が理解されていると思えるよう、安心して暮らせる環境を作ってあげましょう。
- 自分の状況が理解できる方は、これから自分がどう生きたいかを考える機会をもちましょう。
- 介護サービスや社会資源を利用して、閉じこもらずに暮らすことで病気の進行や症状の悪化を防ぎましょう。

本人の気持ちを理解しましょう

認知症を発症した本人は、「なんとなくおかしいな…」「こんなはずでは…」と漠然とした不安と困惑の中で生活しています。

もの忘れすることやできないことで叱られたり、責められたりすると不安が増し、辛さを理解されない苦しさで孤立感や被害感を強めたりします。脳の機能は低下しても、その人らしい感情や人を思う気持ち、誰かの役に立ちたい思いが無くなっているわけではありません。

今持っている力を誰かのために発揮する機会を求めています。

共に生きるみんなができること

- 家族や地域が「困った人」として放って置かず、気になる時は相談しましょう。
- 特別な人として観るのではなく、今までどおり仲間としてのお付き合いを。
- 誰が認知症になっても、地域社会の中で温かく見守られ、支え合える地域をつくりましょう。

「ありがとう」のまちづくり

「ちょっと聞いてぇ」
「どうしたの？」
まずは声をかけてみよう

「助けて」と言える
社会をつくりたいね

助けて
ほしいねん

つながりは、
あいさつから
始まりますよ！

詐欺や悪徳商法など
トラブルに巻き込まれ
ないか心配です

よっしゃ、
まかしとき!!

自治会の集会で、
お互いに高齢者になって
心配なことなどを、
話し合っています
言いたいことが言える
雰囲気づくりが
大事です

私たちも、もっと
おばあちゃんや
おじいちゃんと
話をしよう

おじいちゃんも
おばあちゃんも
物知りやなぁ
今のうちにもっと
教えといてもらおう

「ありがとう」は、
相手と心をつなぐ
ことばです

制度やサービスは次ページの「困った時の相談窓口」をごらんください。

困ったときの相談窓口

「認知症かもしれない」と思ったら早めに相談することが何より大切です

- 早めに医療機関で受診してください。
- 医療機関で受診に抵抗感がある人、誰に相談すればよいかわからないときは……
  「どこに相談すればいいのかわからない」「いつ相談すればいいのかわからない」
  「心配ごとがたくさんあって困っている」「介護のこと、お金のこと、問題が重なり相談窓口がわからない」

●ふくし総合相談窓口 ●もの忘れ相談センター（篠山市役所 地域福祉課）
☎552-5346 FAX554-2332

- 一人暮らしの高齢者が訪問販売の被害を受けているようだ･･･
- 認知症の親を介護しているが、金融機関から成年後見制度の利用を勧められた･･･
- 忘れ物が多くなって、お金の管理に自信がなくなった･･･
- 今は元気だけど、判断力がなくなったときに支援してくれる人がほしい･･･

●高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター（篠山市役所 地域福祉課）
☎552-5346 FAX554-2332

- 心配ごと相談所を開設し、日常生活上のあらゆる相談をお受けします。
- 専任相談員と民生委員・児童委員が相談員となり、適切な助言や援助を行います。

●篠山市社会福祉協議会
☎590-1112 FAX590-1123

- 地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

●地域包括支援センター
東部 ☎558-0324 FAX558-0568
西部 ☎594-3776 FAX590-1557

総合生活相談

- 身近な相談窓口として、人権や生活上のさまざまな相談をお聞きします。必要に応じて関係機関へ繋ぎます。

●篠山市役所 人権推進課
畑　ふれあい館 ☎/FAX552-4401
日置ふれあい館 ☎/FAX556-2850
西紀ふれあい館 ☎/FAX593-0093
味間ふれあい館 ☎594-1003
FAX594-1079
古市ふれあい館 ☎/FAX594-1001

- 「であい・ふれあい・まなびあい」の場(高齢者大学等)を提供し、高齢者の生きがいと世代間交流を支援します。

●篠山市役所 地域コミュニティ課 公民館係
城東 ☎556-3171 FAX556-3914
多紀 ☎557-1161 FAX557-1281
西紀 ☎593-1113 FAX593-1100
丹南 ☎594-1180 FAX594-1174
今田 ☎597-3111 FAX597-2100
●篠山市 教育委員会 社会教育・文化財課
☎552-5769 FAX552-8015

- 人権相談
- 女性のための悩み相談

●篠山市役所 人権推進課 ☎552-6926 FAX554-2332

事前登録型本人通知制度について

個人の戸籍や住民票が本人の知らない間に不正に取られていることがあります。これらの個人情報の多くが結婚や就職の際の身元（思想・信条・家柄など）調査に使われています。これらは多くの場合、重大な人権侵害や差別行動につながっており、ひいては部落差別や差別意識の温存につながっています。

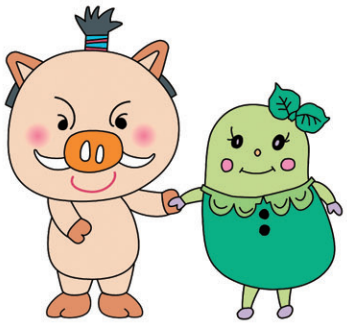

1 事前登録型本人通知制度とは

本人等の代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本などの交付申請に対し、証明書を交付した事実を事前に登録されている方に郵便でお知らせする制度です。この制度により、証明書の不正請求の早期発見や抑止効果を図ることができ、個人の権利の侵害防止につながります。

●例えば…委任状の偽造、不正な身元調査などの防止効果があります。

第三者とは、本人以外の個人、法人、資格のある八業士のことをいいます。
＊八業士…弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士、行政書士

2 事前登録できる人

篠山市の住民基本台帳及び戸籍簿に記録されている方。
（市外に引越しされた方、市外に戸籍を異動され消除された方も含みます）

3 本人通知の対象となる証明書

- 住民票の写し
- 消除された住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍の附票の写し
- 消除された戸籍の附票の写し
- 戸籍謄（抄）本
- 除かれた戸籍謄（抄）本
- 戸籍記載事項証明書

4 事前登録の手続き

手続きは本庁市民課、各支所及び各ふれあい館の窓口で行うことができます。
また郵送による申出も可能となりました。（事前にお問い合わせください）

登録手続きに必要なもの

1. 篠山市本人通知制度事前登録申出書（上記窓口及びホームページよりダウンロードできます）
2. 窓口に来られる方の本人確認書類（免許証・保険証など）
3. 代理人の場合（同一世帯は除く）…委任状など（事前にお問い合わせください）
4. その他…現在篠山市に住民登録も本籍地もない場合は、本籍地表示のある住民票

5 本人通知の内容

本人等の代理人又は第三者に証明書を交付したときに通知を行います。

通知内容

1. 証明書の交付年月日
2. 交付証明書の種別
3. 交付部数
4. 交付請求者の種別…本人等の代理人・親族等の代理人・第三者（個人・法人・八業士（個人・法人））

6 登録の有効期限は無期限です

問い合わせ先
篠山市役所 市民生活部市民課 〒669-2397 篠山市北新町41番地
TEL（079）552-1111（代表）5242（直通） FAX（079）552-1855

21’生き方の創造

発　行　平成28年3月
編　集　「21’生き方の創造」編集委員会
兵庫県篠山市北新町41　篠山市市民生活部人権推進課
発行者　篠山市・篠山市教育委員会